

## 登録・利用手続きの流れ

---

- 空き家を提供していただける方（貸したい・売りたい方）

### 物件の登録

対象地域に空き家をお持ちの方等で賃貸、売却を希望される方は、登録申込書（第1号様式）と登録カード（第2号様式）に必要事項を記載のうえ、お申し込みください。

その際、契約交渉に関わるすべてを当事者間で行う**直接型**か、公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会へ媒介を依頼する**間接型**のいずれかの方法を選択していただきます。

※ 空き家バンクの対象地域は市北部の千代田・能泉・宮本地区及び南部の中道・上九一色地区に限られます。詳しくは[空き家バンク対象地区・町名一覧表](#)をご覧ください。

### 現地調査

市の担当者が物件確認のため詳細な現地調査を行います。なお、間接型を選択された場合は、公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会の担当者も同行します。

### 空き家情報の公開

登録された物件は個人情報を除き市のホームページ等で公開します。

### 物件の交渉

空き家バンク利用者から物件交渉の申し込みがあった場合は、物件登録時に選択された方法により、次のような手続きになります。

#### 〔直接型〕の場合

空き家の所有者等に市からご連絡させていただきますので、その後は両者間で直接交渉をしていただくことになります。

※ 市は契約交渉には関与いたしません。

#### 〔間接型〕の場合

空き家の所有者等及び公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会の双方へ市から連絡し、その後は宅建協会の仲介による交渉となります。

※ この場合、法律で定められた仲介の手数料が発生します。

## ■ 空き家を利用したい方（借りたい・買いたい方）

### 空き家情報の提供

市のホームページ等で空き家情報の公開を行っています。ホームページがご覧になれない場合など、お問い合わせいただければ資料をお送りいたします。

### 利用者登録

空き家バンクに登録されている空き家情報の提供及び空き家の利用を希望される方は、空き家バンク利用登録申込書（第6号様式）に必要事項を記載のうえお申し込みください。

#### ◆ お申し込みいただける方

- ① 空き家に定住又は定期的に滞在して、農業、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できる方
- ② 空き家に定住又は定期的に滞在して、地域住民と協調して生活できる方

### 物件交渉申込書の提出

交渉を申し込みたい登録物件があった場合、別途、申し込みが必要となります。

物件交渉申込書（第11号様式）及び誓約書（第12号様式）に必要事項を記入しお申し込みください。

### 物件の交渉

物件交渉の方法は、空き家の所有者等の登録時の選択により、次のような流れになります。

#### 〔直接型〕の場合

物件交渉申込書の提出後、市から物件所有者等へ連絡をし、その後、当事者間で交渉を行っていただきます。

※ 市は契約交渉には関与いたしません。

#### 〔間接型〕の場合

物件交渉申込書の提出後、市から物件所有者等及び公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会の双方へ連絡し、その後は宅建協会の仲介による交渉となります。